

※この法令は廃止されています。

昭和五十二年法律第七十一号

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律

(目的)

この法律は、国際観光文化都市が我が国の国民生活、文化及び国際親善に果たす役割にかんがみ、これらの都市において特に必要とする施設の整備を促進するため、国際観光文化都市の整備に関する事業計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な財政上の措置等について規定し、もつて国際観光文化都市にふさわしい良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与することを目的とする。(定義)

第二条

この法律において「国際観光文化都市」とは、次に掲げる法律が適用される市又は町並びにこれらの市又は町に準ずる市町村のうち、当該市町村に観光、保養等の目的のため滞在し、又は宿泊する者の総数(以下「流動人口」という。)の状況及び当該市町村の財政力が政令で定める基準に適合するもので、政令で指定する市町村をいう。

一 別府国際観光温泉文化都市建設法(昭和二

十五年法律第二百二十一号)

二 伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二

十五年法律第二百二十二号)

三 热海国際観光温泉文化都市建設法(昭和二

十五年法律第二百三十三号)

四 奈良国際文化観光都市建設法(昭和二

五年法律第二百五十号)

五 京都国際文化観光都市建設法(昭和二

五年法律第二百五十一号)

六 松江国際文化観光都市建設法(昭和二

六年法律第七号)

七 芦屋国際文化観光都市建設法(昭和二

七年法律第八号)

八 松山国際文化観光都市建設法(昭和二

十六年法律第百十七号)

九 軽井沢国際親善文化観光都市建設法(昭和二

二十六年法律第二百五十三号)

二 主務大臣は、前項の規定による市町村を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の議を経なければならない。(国際観光文化都市の整備に関する事業計画)

三 第一条の目的に照らし、かつ、流動人口の状況を考慮して特

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242